

補助 住宅用地球温暖化対策機器の設置費用補助

積極的な省エネルギー対策への取り組みとして、次のシステムを設置する方に設置費の一部を補助します。希望する方は、設置前に必ず申請をしてください。

●対象機種(未使用のもの)

①太陽熱利用システム

住宅の屋根などに設置した貯湯槽と太陽集熱器により水を循環し、給湯などに利用する自然循環型システム

…1台につき2万円 補助対象台数：3台

②太陽熱高度利用システム(水集熱式ソーラーシステム、空気式ソーラーシステム)

住宅の屋根などに設置した不凍液や、外部から取り入れた空気を集熱ファンで強制的に循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯または空調などに利用する強制循環型システム

…1台につき4万円 補助対象台数：3台

③家庭用燃料電池システム(愛称:エネファーム)

燃料電池ユニットと貯湯ユニットから構成される電気と熱を供給するシステム

…1台につき10万円 補助対象台数：20台

●対象

- ・自らが居住する町内の住宅に設置する方(2分の1以上居住部分がある店舗などの併用住宅を含む。)

- ・自らが居住するために建売住宅供給者などから町内の対象システム付き住宅(新築住宅に限る。)を購入する方
- ・町税の滞納がない方
- ・町外の方で転入予定の方は、実績報告時に住民登録がある方
- ・平成29年3月15日までに工事が完了し、実績報告書を提出できる方
- ・過去に補助金を受けていない世帯(各システム1世帯につき1台)

●申し込み

申請書などを問い合わせ先へ

※申請書などは町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ 環境課 内線282



補助 保存樹木などの育成管理費用を補助します!

●保存樹木および保存樹林とは

地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを保存するため、町が指定した樹木や樹林のことを言います。次の基準を満たした樹木や樹林などがある場合は一度ご相談下さい。

●保存樹木などの指定基準

- ・樹木については、地上から1.5mの高さにある幹の周囲が1.5mを超えていること
- ・1本の根株から数本の幹が生えている樹木については、地上から1.5mの高さにある幹の周囲の合計が3mを超えていること
- ・樹林については、土地面積が300㎡以上で健全な樹木が集団的に育成していること

●補助金の概要

「育成管理に掛かる費用」

- ・保存樹木 2,000円/1本・年
- ・保存樹林 300円/100㎡・年

「保存樹木のせん定などに掛かる費用」

- ・1本 上限5万円

※ただし、1団体あたり上限30万円

●補助金交付までの流れ

- ①保存樹木などの指定に関する相談をする。
- ②町から保存樹木などの指定がされる。
- ③補助金の申請をする。
- ④維持管理を実施する。
- ⑤町から補助金の交付がされる。

●問い合わせ 都市整備課 内線265